

## R5.2.26 四・五段段審査会における感染予防ガイドライン

平成4年4月1日  
山形県剣道連盟

### 【1】受審者において

- (1) 過去14日間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある者は参加しない
- (2) 基礎疾患のある者は受審しない
- (3) 当日 体調不良、発熱(37.5度以上)等がある場合は受審しない
- (4) 面マスク・マウスガード(全剣連推奨も可 医療用は不可)を着用し受審する
- (5) 剣着は洗濯後のものを使用すること
- (6) 入場の際は、マスク着用する
- (7) 待機中は、お互い密を避ける(ソーシャルディスタンス【2m】を取る)
- (8) 審査待機中もマスク(家庭用マスク)着用する
- (9) 審査前後は、手洗い、うがい、アルコールによる手指の除菌を行う。
- (10) 日本剣道形は、ソーシャルディスタンスを取り実施する
- (11) 昼食は、会場外、水分補給は会場内で可とする
- (12) 審査後は、防具は消毒 面マスクは洗浄、マウスガードは洗浄か消毒をする。  
稽古着・袴・手拭い・竹刀は洗濯・除菌が望ましい
- (13) 審査後、感染した場合は速やかに山形県剣道連盟に報告をすること

### 【2】主催側として

- (1) 審査員、役員はマスク着用する
- (2) アルコール除菌液は、会場に設置する
- (3) 当日、役員、審査員、受審者全員の検温をする
- (4) 受付は、2メートル間隔で行う
- (5) 更衣について  
男子・・・道場又は正面玄関スペース  
女子・・・師範控室とする
- (6) 審査会場は、常に換気を十分に行う
- (7) 待機中は、ソーシャルディスタンスを取り整列させる
- (8) 当日は、受審者、審査員、山形県剣道連盟事務局役員以外の入場を禁ずる